

「スポーツ・シンボル」説の検討

スポーツ哲学とスポーツ社会学の間

草 深 直 臣

序 スポーツ文化研究の今日

1990年代以降、スポーツ文化研究は急速に発展している。それまでは、主に体育学研究者によってなされていたのであるが、近年の研究は、例えば、「スポーツの経済学」「サッカーの経営学」などの著書をはじめ、人文科学、社会科学固有からのアプローチが進んでいる。それは、スポーツに関心を持つ研究者が広範囲になったと言うばかりではなく、スポーツがもつ現実がまさしく学際的な研究を必要としているからである。

哲学者・多木浩二は、「スポーツは一方でエリアスが考えてきた近代スポーツの枠組みをはるかにはみ出してしまった」と述べ、「その上、現代社会ではスポーツの周りに様々な言説が群がる」、「スポーツがかくも不正さを含み矛盾に満ちているからと行って驚くことではない。その言説が悪意や中傷であっても、利害の絡んだえこひいきであっても、驚くことはない。政治や経済に対して無垢で有るはずはない。最早スポーツは純粋な遊技として社会的な諸関係から孤立しているわけではないからである¹⁾」と事態の原点を喝破している。

その上で、彼は「かりにスポーツを社会の表象と見なすなら、こうした表象の変化は最早これまでの身体や文化についての社会的な表象の垣根を越えている。これは資本制のシステムと分かちがたい。或いは虚構のゲームとしてのスポーツの方が、世界化した資本主義のモデルになっているのではないだろうか」と、問題提起し、持論を展開している²⁾。

多木の指摘に関わらず、スポーツ文化研究には、従来の枠組みからみて、遊戯であるべきスポーツの変質を悲嘆し、変質の要因を競技に求めて、そこからの離脱を強調してみたりする論説や、或いは逆に、勝利至上主義・優勝劣敗主義が加速化するスポーツ・イベント・ビジネスこそが資本主義のモデルであり、そのイデオロギーとしての祝祭空間の効用を説く潮流もある。

かつて、筆者はスポーツモデルの変質を悲嘆するのではなく、現実を直視し、現実の矛盾の本質的な環を究明していく重要性を強調したが、何故、悲惨さを嘆きばかりの言説が再生されるのであろうか？それは、矛盾の本質的な環を的確に示し得なかった筆者自身の責務であると同時に、急速に巨大化した現代スポーツ状況にたちむかう研究方法論に問題があるのではないだろうか？

“スポーツとは何か”という問自体に、いくつもの意味がある。

“スポーツは人間にとって何か”は、スポーツの文化的意味や価値を問う。“スポーツの構造は何か”の場合にも、社会学的な意味での社会構造 機能で使われる場合もあれば、実体的な構造

としての問もあるし、要素間の連関を問う場合もあれば、構造の階層的把握を問う場合もある。

問の性格が未整理なまま、様々な言説が乱発されていることに強く思い至ったのは、井上俊の次の問題提起である。

井上は、「19世紀後半からのスポーツの理想化の進展の中で、様々な教訓的な物語がスポーツに読みこまれるようになりながら、「近年では、単純な『道徳劇型』の物語の衰退や変容が進んでいることも事実である」として、今福龍太郎の「³⁾軽みと快樂の文化」説を紹介しながら、続いて、「メディアや情報技術の発展によって、スポーツが提示あるいは表現される仕方も高度化し、複雑化してきた。とうぜん、私達がそこに見いだす美観や物語も、時には例えばメカニク的な美やグロテスクな感覚で合ったり、或いは非教訓的または反教訓的なメッセージであったりというように、多様化し変容してきている。その意味でスポーツは、道徳的に多少とも離れ、道徳劇を含む演劇一般に、さらに芸術一般に近づいてきているといえよう。とすれば、独特の美的体験の中で世界と生活の活力の意味を（あるいは無力と無意味）を感得する、いわば『芸術』タイプの文化としてスポーツを捉える視点、従って又、芸術と同じように、単に既存の価値観や認知様式や感性を反映するだけでなく、良かれ悪しかれ新たに価値観や認識・感性などを創造し形成していく要因でもあるという面からスポーツを捉えていく視点が、⁴⁾もっと強調されて良い。」

今福は野球が「蓄積的発想」に立っているのに対して、ラテンアメリカのフットボールは「勝ち負け以上にその美しさが問題」であり、「資本主義的な蓄積の倫理」を無視し、「いま」という瞬間を楽しみながら、ある時は突然の跳躍に賭けること」がフットボールの美学であるという、興味ある卓見であるが、これをフットボールの美学として括って良いかは疑問である。

井上の提起は、スポーツの価値、優れて美的価値を明らかにしようとするものであり、筆者がスポーツ鑑賞として提起した⁵⁾ことと重なりあうが、果たして、スポーツにおける構造 機能主義はこれに応えるのだろうか？

そこで、人々のスポーツ行動分析に大きな貢献をした多々納秀雄「スポーツ・シンボル説」⁶⁾の研究方法论を遡上に乗せ、問題点を摘出して、もって、スポーツを問う意味を整理し、“スポーツの構造”を究明する方法論的課題を明らかにしたい。

I スポーツ社会学における「スポーツ・シンボル説」の位置

まずはじめに、「スポーツ文化研究」において、「スポーツ・シンボル」説がどのように位置づけられているのを見ておこう。

菊幸一は「理論研究分析」を機能主義的アプローチ、マルクス主義的アプローチ、カルチュラル・スタディーズ、歴史主義的アプローチに分類しながら、まずはじめに、機能主義的アプローチの諸説を俯瞰している。⁷⁾

菊は、「理論的アプローチとの相互交通のなかで、スポーツ文化とは何か、それは理論的な枠組みのなかでどのように定義されているのかに関する議論を経ないまま、あたかもスポーツ現象の総体が『スポーツ文化』と指定され」、「比較的マクロなレベルから社会におけるスポーツ現象を制度論的に問題としようとするときに用いられやすい」と述べ、スポーツと区別される「スポ

「スポーツ文化」概念に「制度としてのスポーツ」同様に、特別な意味を付与しながら、分析を始めている。

このこと自体の問題点は追々明らかにされていくであろうが、内田隆三がスポーツの機能に関して「それらの分析の多くは、まず社会という全体的な場が存在することを前提とし、その全体的な場でスポーツがどういう作用や役割を果たしているかを明らかにするという問題設定になっている⁸⁾」と明らかにしているように、スポーツと社会の関係・機能を明らかにする方法論とは異なる概念が「スポーツ文化」であることをまず確認しておこう。

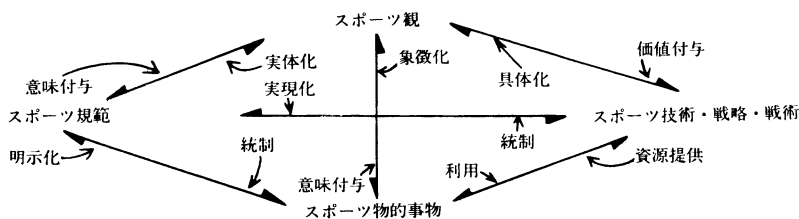
では、スポーツ文化研究における構造・機能主義の諸説の特徴は何であろうか？

菊は機能主義をスポーツ文化複合としての「スポーツ文化システム」と命名し、それを次のように説明している⁹⁾。

「文化人類学的な発想のもとでスポーツ文化は、人間固有の運動への文化的欲求のレベルからその充足を正当化し、統制し、秩序付け、工夫を加えていくと言う観点から、とりわけ個々の要素は全体の中で一定の役割を果たすものと考え、これを『機能』として、その複合常態が経験的なレベルで捉えられる事から出発する。」

その機能主義的アプローチの代表例として、佐伯聡夫「スポーツ体系説」を指摘している¹⁰⁾。

佐伯「スポーツ体系説」は「スポーツを構成するスポーツ観、スポーツ行動様式、スポーツ物的事事物からなる体系」と定義されるものである。(図I参照)



図I 佐伯聡夫、スポーツの概念図

菊は「スポーツ体系」説を次のように特徴付け、問題点を指摘している。

「スポーツ体系説」では、「各要素間の関係が関数 (function) として経験的に記述され、スポーツ文化は各要素間の関係が経験的に記述され、スポーツ文化は各要素が複合する文化構造から成り立っているという意味でスポーツ文化システムとして概念構成される。このスポーツ文化システムは、それ以外の文化諸領域や科学、テクノロジー、或いは政治や経済などの諸制度とどのように影響し、影響されあっているか相互連関的な機能として記述されることになる。」

だからこそ、菊は「このような素朴経験的なレベルから文化現象としてスポーツを捉え、研究者の価値思考を隠蔽したままその機能的な因果関係を明らかにすることは、極めて常識的な水準と範囲で現象を捉えるばかりでなく、認識論的ドグマや方法論の本質主義に陥る可能性が出てこよう。又、概念それ自体の実体化は、著しく理論の応用範囲を狭めるばかりでなく、方法論的なレベルの客観性を如何に保証すべきかの議論が常に問題とされる事につながる¹¹⁾」と問題点を指摘している。

次いで、菊は佐伯説の問題点を指摘する文脈の中で、「そこで、多々納秀雄は、タルコット・

パーソンズが提唱する構造 機能主義的なアプローチを適用して、次のようなスポーツ文化の分析的モデル構成を試みた」と位置づけている。

このように、多々納秀雄「スポーツ・シンボル」説は、「文化としてのスポーツ」の間において、「スポーツ文化」と社会の連関を構造 機能主義的アプローチによって明らかにしようとしたものであることが確認されよう。

Ⅲ 「スポーツシンボル説」の視角と方法論的特徴

多々納のスポーツシンボル説は、彼の遺書「スポーツ社会学の理論と調査」の第Ⅱ章「スポーツの文化論・制度論」の「1『文化としてのスポーツに関するモデル構成』」で展開される理論であるが、当該論文の初出は1976年の「体育社会学研究」5号である。

1 多々納の理論的現状分析 (1984年)

スポーツシンボル説を検討する前に、彼自身の問題意識を探るために、スポーツ社会学の理論的現状をどのように捉え、自分をどのように位置づけようとしたかを確認しておこう。

彼自身は、社会学理論を①構造 機能分析②闘争理論③抽象的相互作用理論④交換理論に分類し、社会学理論の主要な視点は、表1-1であると指摘している。

表1-1 対抗する2つのモデル

モデルA (統合)	モデルB (闘争)
1. 規範と価値が社会生活の基本要素である	1. 利害は社会生活の基本要素である。
2. 社会生活は付託的なつながりを包含する	2. 社会生活は誘引と強制を包含する
3. 社会は必然的に凝集的である	3. 社会は必然的に分裂的である
4. 社会生活は連帯による	4. 社会生活は対立、排斥、敵意を生み出す
5. 社会生活は互酬性と協働にもとづく	5. 社会生活は構造化された闘争を生み出す
6. 社会システムは合意にもとづく	6. 社会生活は局所化した利害を生み出す
7. 社会は正当化された権威を承認する	7. 社会的分化はパワーを包含する
8. 社会システムは統合されている	8. 社会システムは統合されることなく、「矛盾」によって修正される
9. 社会システムは存続する傾向をもつ	9. 社会システムは変化する傾向をもつ

つまり、社会学理論は基本的には①構造 機能分析が②闘争理論に区分されると見るべきであるが、「今日の過度に肥大化し硬直化したスポーツが再び人間自身の手に取り戻そうとする動き 例えば楽しい体育論、ホイジンガのプレイ論¹²⁾ を考えれば今後のスポーツ社会学における象徴的相互作用論的視角の必要性と可能性は極めて顕著である」と述べているように、Symbolic Interactionism に強い関心を持っている。

「積極的で能動的な主体の人間のあり方と、その人間に拠って形成される過程的で動的な社会状況を明らかにしようとする」Symbolic Interactionism は、①人間は「もの」が人間に対して持っている「意味」に基づいて行動する、②このような「もの」の意味は人間が他の人々との「相互作用」の過程から派生し形成される、③これらの意味は「もの」に遭遇し処理する際の

「解釈過程」を通じて操作され修正されるという3つの基本的命題を持つものであり、「個人と社会が『相互に依存する関係』と言う観点から、人間を決定しつつ決定されるという過程的な存在と見なし、特にその主体性、創発性、能動性などの側面を強調する¹³⁾」ものである。

多々納がスポーツにおいて主体性を回復していこうとする明確な価値指向を持っていたことは、この言説からでも明かであろう。この価値指向性は後に言及するJ. ロイのスポーツ制度(機構)説への鋭い批判になって表れるのであるが、同時に多々納は、この理論の有効性が「過程的で動的な社会の状況」にあり、人間自身が創り上げた独特の様式であるスポーツの内在的究明には関心を持たないことに気づいてはいない。

2 「文化としてのスポーツ」把握

この上にならば、彼はスポーツ社会学における「文化」の考え方について、①社会的、文化的により意義のあるものになりたいという一定の価値付けの下に、文化として見なされる(見なすべき)ホイジンガ、デューム、マヒューなどドイツ系文化概念、②単なる個人的・孤立的現象として存在しないという対象論的、方法論的立場(対象としては「社会現象として」の、あるいは「社会におけるスポーツ」と同義)③経験科学的思考をもつ関係物の総体という3つの立場があるが、それぞれ問題点があると指摘し、文化概念の再構成を整理している。

それによれば、1)文化は自然的、社会的環境を処理する体系的な mode・way・design であり、社会成員の中に存続し伝播される『行動様式的概念構成』と2)行動様式の存続・伝播の媒介的契機に焦点をおき、文化とはシンボルによって指向、伝達、共有される所の『意味』(観念・表象・信念・価値等)およびそれらのものを表現するシンボリックの諸型態という『シンボリック体系的概念構成』である。

ここで、多々納は文化概念を「行動様式」的に広い意味で捉え、その再構成の手がかりを構造主義の提唱者である T. Parsons に求めていく。

聊か長いが、多々納の T. Parsons 文化概念理解を後づけておこう。

T. Parsons は、文化は伝達され、学習され、分有される、と言う3つの点から出発し、文化は「志向と行為の仕方」からなっており、文化パターンは「状況に属する客体でもあり得るし、又内面化された行為者の志向パターンの構成要素となる」とし、記述的には「行為志向の客体のうちで、個人行為者たちのパーソナリティの内面化された構成要素となり、社会大系の制度化されたパターンをなしている、幾つかのシンボリックのパターン化され、又は秩序づけられた体系」であり、説明的には「文化的要素は、コミュニケーション及び相互行為過程に見られる志向の相互性その他の側面を媒介し、規制するパターン化された秩序の要素なのである。行為の動機付けの構成要素に対する文化の関係には、つねに規範的側面が見られ、即ち、文化は規範的志向や秩序付けの基準を提供する」と定義し、従って、文化は「一方で人間の社会的相互行為体系の所産であり、他方ではその決定要因の一つ」と考えている。

さらに、思考様式の相対的優位性に基づき、信念体系(認知的意義の優位)、表出的シンボリック体系(カセクシ的優位)、価値志向基準の体系(評価的優位)に文化(の体系・パターン)を区分している。¹⁴⁾

このパーソンズの観点に立って、多々納自身も、「文化(体系)は行為自体やその経験的体系

ではなく、その体系から諸要素を分析的に抽象したもの、つまり概念的構成体として、『シンボル－意味体系』と規定される¹⁵⁾』と結論つけている。

3 「スポーツ・シンボル」の構造と機能

パーソンズの文化理論に依拠する¹⁶⁾多々納は、「文化としてのスポーツ、つまりスポーツにおけるシンボル－意味体系」の構造と機能に迫るのであるが、それに先だって、「特にシンボルを中心にスポーツ行動というコミュニケーションの成立と安定化」に触れている。

ここでは、スポーツ行動のシステムの安定化のためには、「行動者欲求充足は互いの他者の側の反応を通じて達成されるからであり、この行動と反応により、相互の欲求充足が可能になるには、行動と反応を媒介する共通のシンボル操作が必要とされる」一方で、「そのシンボルがただ行動と反応を媒介するだけでは、スポーツ行動のシステムは安定」せず、「安定化のためには相互の行動者に内面化された共通のシンボルが相互的な規範のパターンを作り出さねばならない。つまり、自我は他者に、他者は自我にそれぞれの欲求充足を依存するという、相互行動における二重の依存性は、相互の行動者にとって行動の規範的志向を意味する」のである。

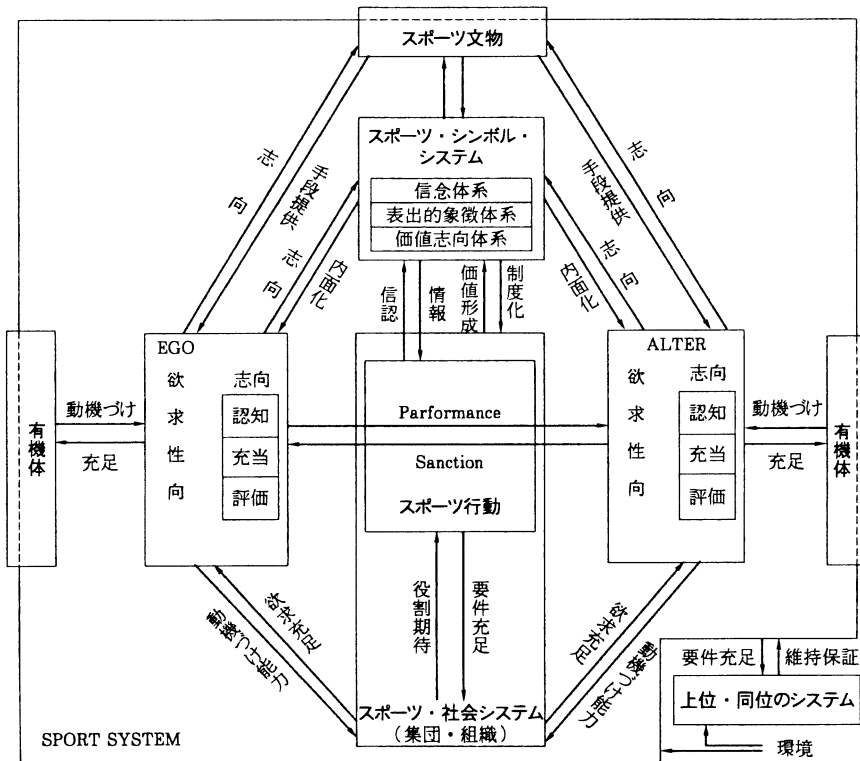
一つの共有するシンボルは、「各行動者に既に内面化され他志向の仕方のシステムとこの志向を統制する外的シンボルとの関連によって形成」され、特に「この外的シンボルが、自我と他者の両者に相互的志向のパターンを生み出す働きをする」のであり、「外的シンボルの操作による規範のパターンが内面化されると、自我の欲求充足をこの外的シンボルに同調して行うことになり、規範のパターンが「行動者相互の共通の判断基準（価値のパターン）として機能し」、「自我と他者の欲求充足の行動つまりスポーツ行動は規範的パターンと統合される」のであり、「同時にその動機づけも、外的に規制された規範や価値パターンによって規制されるようになる」とされる¹⁷⁾。

ここから、「自我の欲求充足のためのスポーツ行動つまり行動者間の相互連関関係が一定のパターンを取るのには、その行動様式や規範的要素が、抽象化・一般化・組織化の作用によって行われる象徴化を得て、シンボルとして存在するからであり、これを「スポーツ・シンボル」と呼び、その体系がいわゆる「文化としてのスポーツであり」、それを「スポーツ・シンボル・システム」と命名したのである¹⁸⁾。

その上で、多々納は「スポーツ・シンボル」のもつ1) 意味の伝達手段：現実を認識し、再構成し、表示し、そして伝達するという「伝達手段」、2) シンボルの現実から把握される、具体的な「意味」をもつと述べ、意味の種類に応じて、種々のシンボルが形成されるという。それは、1) 認知的関心の優位な、観念的・信念の意味＝技術・知識、2) カクセイシス的関心の優位な、表出的意味を持つ、スポーツ・イデオロギー、3) 評価的関心の優位な、価値志向の意味を持つシンボル、ルール・マナーに分類される。

この上立って、多々納は「スポーツ欲求」「スポーツ行動」「文物」「社会」等の関連諸概念の検討を試みているのであるが、問題点となる事項を探っておこう。

彼は、スポーツ・シンボルは欲求のみによって説明されるものではなく、「欲求充足のためのスポーツ行動は、一定の目標・動機付け・規範・パターン・状況などの連関により一定のプロセスをたどるが、その欲求自体の内容や種類或いはその連関のしかたやプロセスの特性は、外在



図Ⅱ 多々納秀雄，スポーツ体系の概念図

的・拘束的なスポーツ・シンボルを媒体としてきまる」と述べ、スポーツ・シンボルは「欲求充足行動の所産であると同時に、一方ではその決定要因の一つである」と強調している。¹⁹⁾

マリノフスキーのような欲求のみによって、行動を説明しようとする試みに対して、この言及は卓見であるが、同時に欲求とシンボルの関連のなかで多々納が発見しがっているのは、個人がスポーツという行動にむかう諸要因と諸要素の関連なのであって、人間が創り上げた「スポーツという文化」の内的世界を見ようとしているわけではない。

また、このような関心と方法論が、「スポーツ行動」の規定に関わってくる。

多々納は「自我と環境の投入産出算出過程と言う意味で、それが現実化されるべく多様な主体的・客体的条件によって規制され、一方でその投入産出過程の1要素である文化つまりスポーツ・シンボルは社会における現実のスポーツ行動及びその所産を通じてのみ観察可能なものである、この意味で行動と文化つまり、スポーツ行動とスポーツ・シンボルは具体的経験レベルにおいて区分できるものではない」と説明している。²⁰⁾

具体的経験レベルにおいて区分できないものを区分するのは、「分析水準が異なるからである」が、果たしてそうであろうか？彼は又、「スポーツ・シンボル」の概念は、「スポーツ行動から出発し、スポーツ行動にもどる、スポーツ行動そのものではない。それは経験的なスポーツ行動から分析的に抽象され構成されたその一要素である」と述べているように、「経験的なスポーツ行動」と「概念的スポーツ行動」を区別しても、スポーツという人間行動が基本となっている。²¹⁾

彼は「スポーツシンボルは認識抽象・統制抽象として具体的な行動者の媒介による現実のスポーツ行動の場において確認されるあくまで研究者自身が現実のスポーツ行動及び所産に基づいて仮説構成した概念モデル」であり、その抽象化において、現実のスポーツ行動の類型的パターンや物質的な関連事物が前提となっている」というが、概念図（図Ⅱ参照）を見れば理解されるように、スポーツ行動は、スポーツという文化に向かう行動ではなく、ゲームにおけるパフォーマンス（プレイ）に他ならない。

従って、具体的人間によって担われるパフォーマンス以外の構成要素はスポーツの外在的關係におかれることとなる。佐伯の「スポーツ物的事物」に対応する「文物」は、道具、装置、施設などを意味するが、多々納にあっては、「スポーツ文物」は「スポーツ行動と同様に、個別的・可視的・一回帰的なものとして経験レベルに属²²⁾」するとされる。

スポーツ技術論の対象規定に関わる論点であるだけに、ここでは詳細な言及は避けるが、スポーツ手段は、技術の対象であると同時に、ゲームを構成する手段であり、具体的にはスキルによって担われるスポーツ技術を体系たらしめている基幹的要素であり、スキルを可能にし、伝達させていく不可欠なエレメントであるが、多々納にあっては、主導的なのはシンボルにあり、文物はその外的・物的表現体とされてしまっている。

最後に、彼は「社会」と「スポーツ・シンボル」との関連を、次のように規定している。

「自我と他者が互いの欲求充足のためにスポーツ行動と言う相互作用を行い、そこに期待の相補性が生じ、安定したパターンが形成されるとき、そこには恒常的な構造を持つ社会関係が成立する。その関係の複合的連関の全体が、いわゆるスポーツ集団や組織であり、これを「スポーツ・社会システム」と呼ぶ²³⁾。

この「スポーツ・社会システム」は、佐伯の「スポーツ体系説」には見いだせない重要な概念であり、「スポーツ・社会システム」がその秩序の維持という機能的要件を持つものであり、「こうしてこのシステムは既に個人に還元できない創発性を持ち、個人レベルを超えた物として存在する」。この意味では、筆者が提起したスポーツ機構（制度）に匹敵する概念である。

しかし、その位置づけにおいては決定的な際が生じてくる。

多々納は「スポーツ・社会システムの単位は諸個人ではなく、スポーツ行動の過程を規制する役割であり、その要件は諸個人の欲求充足を含むが、第一の要件は秩序の維持にある。両者は別の体系を構成する」と述べるに至り、問題の焦点がここで明らかになる。

問題を指摘する前に、「スポーツ・シンボルシステム」と「スポーツ・社会システム」の関連を見ておこう。

彼は、スポーツ・社会システムの「体系における役割期待が明確にされても、現実のスポーツ行動において諸個人の役割関与がなければ体系は安定せず、体系の要件は充足されないから、この体系はそれ自体の要件充足のために、諸個人の欲求の構造と方向を修正しなければならず、ここにおいてスポーツ・シンボルシステムは「個人レベル（欲求）と社会レベル（役割期待）との媒介として機能する」と論じている。さらに、「スポーツ・シンボルシステムが諸個人に内面化されることにより、スポーツ行動における欲求充足が具体化される、またそれがスポーツ・社会システムに制度化されることにより、その要件が達成され、結局、スポーツ・シンボルシステムとの同調によって、欲求充足も、要件充足も可能になる²⁴⁾」という。

個人と制度（機構）はそんなに安定的で、調和的な関係であろうか？ここにパーソンズの構造機能主義に依拠する弱点と問題点が明らかになる。

ただ、残念なことに、彼の言及はここでとどまってしまっている。即ち、「スポーツ・社会システムはスポーツ行動をめぐって構成される役割を中心とした关系的、動的な構図に関する概念であり」、「スポーツ・シンボルシステムは本来的には外部要素であるが前者（スポーツ・社会システム）に制度化されることによって、そのシステムに安定性と一貫性を与えるところの論理的な意味を属性とするパターンの体系である」としつつ、「両システムの関係及びその抽象性のレベルの差異の問題は、さらに検討されねばならないが、それは別の機会に譲りたい」と結んでいるのである。²⁵⁾

ちなみに彼は最後の脚注で「この作業に対して、スポーツ自体については何も述べていないと言う批判があるだろう。その批判は正しい。しかし、本稿は筆者の考えるモデルの一部分、一段階に過ぎず、そのレベルにおいてスポーツの意味を特定することは、結局従来通りの概念の実体化や本質主義の轍を踏むことになりかねない。その意味でその批判は正しいとしてもまとはずれであり、同時に本稿は未定稿の試論に過ぎない」と弁明もしている。²⁶⁾

Ⅳ 「スポーツ・シンボル説」は何を明らかにし、何を課題に残したのか？

1 多々納秀雄の到達点と命名の適否

多々納自身が述べたように、結果として、菊によって「スポーツ・シンボル」説と命名される内容しか明らかにしえなかった。また、構造機能主義からのアプローチから明らかなのは「スポーツ・シンボルそれ自体の相互安定性、規範的性格それ自体を前提として議論が進められていることで、スタティックな理論的アプローチにならざるをえない」と批判されるような弱点を持っている。²⁷⁾

再度強調するが、機能主義的アプローチの典型であり、スポーツ観に全てを流しかねない佐伯「スポーツ体系説」と基本的に異なり、多々納はスポーツ行動とは区別される「スポーツ・社会システム」を発見し、構成モデルに位置づけようと試みたのである。

彼は「文化としてのスポーツ」という限定をつけることによって、諸個人の行動様式を明らかにしようとしたのである。スポーツ行動という概念とその設定が、まさにその究明の目的を表している。諸個人がどのような欲求と相互関係のもとで、狭い意味でのスポーツ活動に参画しているのか、その際、スポーツ社会システムはどのように諸個人のスポーツ行動を規制し、秩序つけるのかと言う限りでの究明に関しては、異論があるのではない。

しかし、概念図が示すように彼は、「スポーツ体系」を目指したのである。

多々納は、「スポーツ文化の展望」に触れて別の論致で、次のように言及している。

「現代スポーツが合理主義的・産業主義的理念の下で、多様な矛盾を抱えているにしても、また新たな社会の理念が不透明であるにしても、スポーツだけが社会から隔絶した非日常的な『避難場所』であり得ることは不可能である。仮に避難場所であるとしても、われわれは避難場所と現実を往復するだけに過ぎない。だが、スポーツのこのような避難所的特性を私生活主義→感覚

的消費志向の一般化と相まって、殊更強調するのが今日のスポーツ論の趨勢である」と批判し、これを克服するためにも、「巨大な社会勢力を持つ現代スポーツ事態に反逆し、それを嘆き否定するのではなく、質的豊かさを持つスポーツ文化であるための『自己省察』こそが今や我々に要請されている」とし、新たに要請されるスポーツ文化とは、社会的文脈に位置づけられ、社会との連関関係を保持しつつも、その過程において社会へのアンチテーゼを提示する文化である。²⁸⁾

そして、彼は「スポーツ文化の固有な特性＝身体性・自由性・完結性・統合性などの再評価すべきであり、それによって、功利的目的 手段の連鎖からの解放、社会的文化的関係や構成の質的再編などを提示することもできよう」と展望し、また「自然との共存性、身体的解放を通じての完成の解放を含む身体的自然の回復を通じての親和性、社交性の高揚、美の追究と実現は、新しいスポーツ文化の意味形成と情緒的・創造的な生活と文化の実現に貢献しうる重要な側面であろう」と提言したのである。²⁹⁾

2 「制度としてのスポーツ」論へのアプローチ

他方、多々納は「プレイ・エレメントを基礎とする制度化されたゲームとしてスポーツを規定する」「制度としてのスポーツ」論の再検討を、J. Loy の検討を通じて試みている。

その詳細は省くが、多々納はロイが「過社会化されたスポーツ」に対して「人間論的なスポーツ」を規範的条件として提起したことを評価しつつ、その問題点を次のように指摘している。

「制度としてのスポーツ論では、スポーツは物象化・外在化した社会現実として、専らその否定的、消極的側面が読みとられ、物象化したスポーツが社会的に通用している根拠やその構造的克服の過程等々は問われず」、物象化の克服をその内部に存する要因、そのポジティブな側面からの視点が欠如してしているため、「制度化されていないスポーツに真のスポーツを求めると言う、まさに非現実的な『ドンキホーテ的愚行』としてのスポーツ論に陥る可能性があると言わねばならない。」³⁰⁾

多々納は、ロイが「あらかじめ表出フレームを中核とする“自律的スポーツ”を指定したうえで、その現実手段のフレームを中心とする社会現実は関与・浸透する二元論的見方、又は自律的スポーツが巨大な社会現実によって包囲されていると見なす同心円的な見方に陥っている」とその方法論を批判して、その克服にパーソンズのコンテインジェンシーを重視する。すなわち、「制度化の焦点と自他の欲求充足の最大化と自他の社会関係のあり方の最適化に求め、関与する行為者の欲求充足を所与の条件の下で最大限実現するにふさわしい社会関係の成立」に求めるが、それによれば「スポーツの制度化は常に不確実、不確定で有り、行為者間の欲求充足にはアンバランスが潜在するとともに、新しいスポーツの制度化に向けて常に変動しているのが常態であると見ることが出来よう」と見ている。³¹⁾

しかし、ロイの人間論的スポーツ論が「主体的・自律的側面を強調する予定調和的見方である」と同様に、変動的常態から「新しいスポーツ制度が生まれてくる」という最適化理論も予定調和的であるし、現実の「スポーツ構造」が最大公約的に収斂される適合理論であるともいえる。

多々納は、「従来のプレイ論に立脚したスポーツ論のように、スポーツと社会的現実を別個の存在と見なすのではなくスポーツ自体を日常生活の『多元的現実』の一つとして理論構成し、そ

の視点から、個人の主体性と社会の拘束性、或いはスポーツにおける表出的次元と手段的次元等々を相即的に把握することが不可欠である」と強調している。³²⁾

しかし、問題は、先に引用したように、「スポーツ文化の固有な特性＝身体性・自由性・完結性・統合性など」によって、それによって、功利的目的 手段の連鎖からの解放、社会的文化的関係や構成の質的再編などを提示することもできよう」としたことと関わって、こうした展望を切り開くエネルギーを何に見いだしていくかと言うことである。

「自然との共存性、身体的解放を通じての完成の解放を含む身体的自然の回復を通じての親和性、社交性の高揚、美の追求と実現は、新しいスポーツ文化の意味形成と情緒的・創造的な生活と文化の実現に貢献しうる」には、このような特性が「文化としての」或いは「制度としての」スポーツ自体に内在化していない限り、どのような美辞麗句を重ねようとも、「ドンキホーテ的愚行」に陥ることになる。

V まとめに代えて スポーツ哲学と社会学の間

多々納「スポーツシンボル」説の射程は、そもそも、人間の行為の一つである「スポーツ行動」を中軸に据えて、これを「文化」と呼ぶにふさわしいシステムをもつにはどのような概念構成が必要か、から発想されていた。

この「文化」がアメリカ的な行動様式概念に余りに引きつられるために、個人の行動に矮小化され、スポーツ構造は安定した均衡したものと描かれることになるとともに、「構造」の機軸をなしている実態が浮かび上がってこない。勿論、多々納は佐伯「スポーツ体系」説を克服して、「制度としてスポーツ」に迫ろうとした。

だが、スポーツ行動と対をなすレベルでの制度は、スポーツ集団とスポーツ組織さらに「規範的統治」が同心円的に把握されている。ここに、最大の弱点が隠されている。

人間の所産であるスポーツは紛れもなく、今日、社会構成体（資本主義であれ、社会主義であれ）の大きな要素の一つになっており、それは、「スポーツ・社会システム」と名付けてもよい機構化された秩序体になっている。

同時に、多々納自身が認めるように「スポーツ文化が社会の諸領域から相対的に自律し、固有の価値や規範によって成立していることも確かであり、「目的 手段の連鎖がなく完結的且つ統合的で、表出的・創造的自立性を持つ、人間回復や生き甲斐獲得の領域として、スポーツ文化は他の領域に代替え不可能な独特の文化を構成している」のである。³³⁾

この相対的自立性を持つスポーツを主導的に動かしているのは、機構化された秩序体としてのスポーツ統轄組織である。実は国家的権力関係からは相対的に自立した国際的・全国的機構を通じて「文化帝國的浸透」がなされて行くわけで、矛盾は、「規範的統治機構」に内在化している。これが、経済体制、政治体制、或いはメディアビジネスと密接に結びついて、様々な現象を引き起こしているのがスポーツ現実である。

スポーツ自体に存在する機構化、しかも、そのスポーツ統轄組織は、政治システムとは異なっ

制をしているのである。参加者のスポーツ理念や倫理を表出したルールが主体的な合意形成によって構築される「プレイヤーズ・コントロール」のレベルから、関与しえない密室の組織装置になっている現状を直視しなくては、いかなるアンチテーゼといえども、権力装置ではないのに権力であるかのように振る舞う機構に突き刺さっていかないであろう。EU諸国が、アンチ・ドーピング法やスポーツ基本法の制定を目指しているのは、スポーツの権力的介入の側面を持つとは言え、基本的にはスポーツの固有の価値と規範を承認し発展させる方向で、これを公共の場において保障し、統御しようとするものに他ならない。

その意味で、「競技スポーツを中心に組織されているスポーツ体制」を施設・指導組織・ルール等」と平板に把握するのでは、構造の環を見失うことになる。実は、このスポーツ制度の平板な把握こそ、構造 機能主義的方法論の限界でもある。

しかし、それ自体が我々自身の課題でもある。例えば、IOCという全くおかしな国際機関の存在根拠（法的、社会的根拠を含めて）は何なのか、競技連盟の議論と決定を公開の場に変えるにはどうしたらよいのか？競技連盟が密室化していくのは、個人加盟制ではなく、組織加盟を原則とする機構だからである。この組織形態の根本的違いを理解せずに、スポーツ参加者が個人として加盟しているクラブと代表制の連鎖の上に組織化され、機構化されるスポーツ統治機構を同列視してしまうのが、機能主義なのである。なぜなら、具体的個人に担われているスポーツ行動の外にあるものはすべて「構造」であり、「スポーツ制度」として取り扱われるからである。この意味でも、スポーツ集団・組織と“規範的統治機構”とは質的に区別すべきであり、秩序的統治機構をスポーツ創造にふさわしく作り替える力は、スポーツ参加者の組織参加に他ならない。（スポーツ参加者とは、プレイヤーとして組織に登録している者だけをさすのではない。スポーツに関わる全ての人間であるが、現実には、観客・視聴者は「スポーツ消費」としてその埒外におかれている。）

スポーツ社会学が「個人の行為と社会」の関係を細解く学問ならば、その限りで有効であるが、スポーツ文化研究はそれが統べてではない。

“スポーツとは何か”の問は、直ちに意味と価値を問うているのではない。そうではなくて、人間が作り出したスポーツという文化（「文化としてのスポーツ」という意味では決してなくて）の内的世界を解明するものでなければならず、たとえそれが記述的方法であろうとも、スポーツはどんな要素と構造を持つ世界なのか、から出発しなければならない。そうでなければ、スポーツ哲学はアンサンブルとしてのスポーツという対象にせまるの諸科学に向かって、方法論を提示できないばかりでなく、要素と諸関連の体系をも見逃してしまうからである。

多々納は「競争性をも取り込み乗り越えつつ、再構成する」ことを強調したが³⁴⁾、今一度真摯に議論すべきは、“競い合う”ことの過程性と“競争”の結果性、例えば勝敗とさらには、結果に対する評価と評定制をきちんと分けて議論すべきであろう。

競争性が直ちに勝利至上主義に結合するものかどうか、さらには勝利の報酬がいかなるものとして合意され、許容されるかをも吟味されるべきであろう。この検討なくして、競争性自体があたかも国家独占資本主義的競争とリンクしているから、競争性に変わるパラダイムが発見できるわけではない。

冒頭に引用した井上のスポーツの芸術性・美学性・観賞性の提起は、競争の結果とその評価に対する過程性に着目したものであり、それ故に、競争の結果に対する一元的評価ではなく、多様

な評価のありかたを模索することの重要な指摘でもあろう。

マルクス主義的理解の基本に、上部構造の被規定性があることは間違いがないが、文化のみならず、上部構造とは被規定性だけなのか？また、文化は社会意識を反映するが、受動的な反映だけなのか？では議論の分かれるところである。つまり、上部構造のもつ創造的能動性を、スポーツにおいてみれば、スポーツの競争は他を抹殺する経済的競争とは異なり、人間の人格的固有性を絶対的に承認したうえでの“競い合い”である。

それが理念的には“フェアネス”とされる所以であり、この理想が現実を照射する力を持っているのも事実である。マルクス主義の闘争理論 (Conflict Theory は階級闘争論と訳されるべき) と構造機能主義との決定的な差は、スポーツという身体運動の文化が合意を基本とするスポーツ規範における権利と倫理を構築するヘゲモニーを主導するスポーツ・ムーブメントを念頭におくかどうかに関わっている。

多々納は、「手段的・功利的機能の論議の多くは、社会還元的説明のため、スポーツ関与が個人の社会への単なる同調ではなく、社会的要請や期待から一定の距離感が抱かれていること、又社会化を通して独自性と主体性を持つ個別的・自律的な自己が形成されるという側面、等々が軽視され」、「つまり、スポーツの手段的機能次元では、必ずしも個人に対する強制や圧迫のみではなく、多数の人々の自発的な指示により安定しているとも考えられ、個人の主体的・自発的なスポーツ関与が否定されるばかりとは言えない」と、まさしく安定した均衡理論を肯定するようになる³⁵⁾。問題は、こうした社会化過程によって、蓄積された「主体的・自発的」エネルギーが、どのようなメカニズムによって、社会的に発現し、社会制度・機構の変革に向かうかにある。安定した均衡状態を維持するために様々なイデオロギー装置が準備されているわけであるが、虚偽意識としてのイデオロギーを克服していくには、必ず意図的・自覚的な学習に基礎をおいたムーブメントが不可欠であり、従って、ヘゲモニーは闘争的にならざるを得ないのである。

スポーツの概念規定は、スポーツ現象を現象たらしめている実体と構造の確定からまず始める他はない。その際、最も重要なのは、スポーツという世界がどのような要素や内容を持っているのかである。

少なくとも、技術体系、ルール組織体系・機構体系に大まかに区分されるスポーツ世界の要素・連関・体系が確認されているわけではない。それを社会学理論を援用して敷衍しても、スポーツ科学の方法論足り得ないであろう。なぜなら、スポーツ科学はスポーツそのものを対象にしているからであり、「スポーツ行動と社会」の関係は、その一部に過ぎないからである。

その上で、規範的安定性をもつ「文化システム」に、どのような規範的原則と要素が繰り込まれ、普遍性を確保するに至ったのか、何が消滅していたのか、それらはどのような力動性においてなされたのかが、解明されるべきであり、また、スポーツの構造的特性が何によって規定されているかを明らかにしない限り、スポーツに関わるサイエンスやテクノロジーへの指針にはならないであろう。

極めて流動的で生成的な現代スポーツの現実の中で、共通の未来を見ようとしていた多々納秀雄の思いを受け継ぎ、若くして逝去した彼への惜別の念を旨にして、今こそ、スポーツ哲学が果たすべき役割を明らかにすることを自らの研究課題としたい。

脚注

- 1) 多木浩二「スポーツを考える 身体・資本・ナショナリズム」p.22～23, ちくま新書, 1995年
- 2) 同前, p.24
- 3) 今福龍太「スポーツの汀」p.56～62, 紀伊國屋書店, 1997年
- 4) 井上俊「スポーツと芸術の社会学」p.22～24, 世界思想社, 2000年
- 5) 拙論「スポーツと人間的自由」p.507～8, 伊藤高広他編『スポーツの自由と現代』下巻所収, 青木書店, 1986年
- 6) 「スポーツ・シンボル」説は多々納秀雄『スポーツ社会学の理論と調査』(不昧堂書店, 1997年)に所収された第二章「スポーツの文化論・制度論」I「『文化としてのスポーツ』」に関するモデル構成」に与えられる名辞であるが, 彼の方法論を明らかにする上で, J. Loy のスポーツ制度論を批判的に検討した, 同章II「『制度としてのスポーツ論』」の再検討も関連する限りで取り上げることにする。なお, スポーツ制度論の名辞は, 多々納の用法に従っておくが, Loy や Coakly の原著による用語は Institution であり, System ではない。システム=制度と区別する意味で機構が適切な訳語と思われる。
- 7) 菊幸一「理論的アプローチ」井上俊・亀山佳明編『スポーツ文化を学ぶ人のために』所収, p.300～320, 世界思想社, 1999年,
- 8) 内田隆三「現代スポーツの社会性」井上俊・亀山佳明編『スポーツ文化を学ぶ人のために』所収, p.22, 世界思想社, 1999年
- 9) 同前, p.301
- 10) 佐伯聡夫「スポーツの文化」菅原禮編『スポーツ社会学の基礎理論』所収, 不昧堂, 1984年
- 11) 菊幸一, 前掲論文, p.301～302
- 12) 多々納秀雄「スポーツ社会学の理論と調査」p.54, 不昧堂, 1997年
- 13) 同前, p.53
- 14) T. パーソンズ, 佐藤訳「社会体系論」p.20～21及びp.327, 青木書店, 1974年
- 15) 多々納, 前掲書, p.69
- 16) 多々納は, パーソンズの理論を分析的にさらに精密化した広瀬和子の行動システム論(『紛争と法』頼草書房, 1970年)に依拠すると述べている。
- 17) 多々納, 前掲書, p.71
- 18) 同前, p.71
- 19) 同前, p.74
- 20) 同前, p.74
- 21) 同前, p.75
- 22) 同前, p.76
- 23) 同前, p.77
- 24) 同前, p.78
- 25) 同前, p.78
- 26) 同前, p.84
- 27) 菊幸一, 前掲論文, p.304
- 28) 多々納, 前掲書, p.127
- 29) 同前, p.126～7
- 30) 同前, p.94～95
- 31) 同前, p.101
- 31) 同前, p.95
- 32) 同前, p.101
- 33) 同前, p.127

34) 同前, p. 126~127

35) 同前, p. 100